

文星芸術大学

文星芸術大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1989（平成元）年に開学した宇都宮文星短期大学の美術学科を発展的に拡充し、1999（平成11）年、栃木県宇都宮市に美術学部美術学科の単科大学として開学した、北関東唯一の芸術大学である。当初8コースで発足したが、現在では3領域10専攻に拡大し、さらに美術専攻を単一専攻とする大学院芸術研究科を開設している。

貴大学は、学是「三敬精神」のもと、学部、大学院別に教育理念を設けている。学部においては、「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成する」ことを教育目的として学則に定めている。

また、大学院においては、「優れた芸術作品制作者、有能な研究職従事者の養成、伝統と最先端の双方に根ざした高度な優れた美意識を持った人材の養成および広く文化に貢献できる人材養成ならびに文化を大切にする姿勢が他（国）を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の養成」を教育目的としている。

美術学部では、専攻固有のコンピュータールーム、コンピュータシステムおよびソフトを多数導入しており、専門的なコンピュータシステムを構築していることは評価できる。全学的な課題としては、財政基盤に直結する定員確保の問題や、学生数に見合った教員組織の適正化と年齢構成のバランスの問題がある。これらの課題を解決することにより、貴大学の今後のさらなる発展が期待される。

二 自己点検・評価の体制

1999（平成11）年に、「自己点検及び評価実施規程」を定め、これに基づいて学長を委員長として「自己点検・評価報告書作成委員会」を設置するとともに、実行組織として学部長を委員長とした「調整会議」を設けた。

しかし、2005（平成17）年に、第1回「自己点検・評価報告書作成委員会」が開か

文星芸術大学

れるまでの6年余、自己点検・評価は行われていない。また、委員会の開催から初回の『自己点検・評価報告書』が作成されるまでに2年半を要しており、これまでの活動は十分とはいえない。2008（平成20）年4月には、平成19年度版『自己点検・評価報告書』を他大学に送付している。

2010（平成22）年度からは「自己点検・評価実施部会」が設けられている。今後、改善策・改革を行うための制度・システムを確立させ、不断に自己点検・評価に取り組み、改善・改革に資するよう期待される。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

美術学部美術学科および芸術研究科美術専攻で組織された芸術大学である。美術学部では、2005（平成17）年度にマンガ専攻を、2008（平成20）年度にアニメーション専攻を開設しており、新たな芸術分野の教育に関する積極性の表れとして評価できる。

法人の附属機関として上野記念館（博物館相当館）、文星芸術大学ギャラリー、実習庭園、文星サテライトオフィス、文星・芸術文化地域連携センターを設けており、それらを学芸員の資格取得科目などの実習、植物スケッチなどの実習、教員・学生・内外アーティストらの作品展示、産学官連携による芸術文化振興・地域振興の事業の展開などに活用していることで芸術大学としての特色を発揮している。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

美術学部

「1学部1学科として、専攻それぞれが孤立した専門分野として存在するのではなく、各専攻間を横断するカリキュラムの設定や人的交流をとおして、現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点からたえず問い、生活世界へと豊かに再編していく『総合』されたパワーを発揮できる人材を育成する」ことを教育目標とし、卒業要件26単位（21%）として「教養科目」（4外国語含む）が学科共通にて3年次まで開講され、また、卒業要件34単位（27.4%）として「共通基礎科目」が学科共通にて1年次を主体に開講されている。「共通基礎科目」は豊かな人間形成および専門家の基礎素養育成に加え、学士課程教育への導入教育の役割も果たしている。

専門教育は「共通基礎科目」をベースに2年次より開講され、従来のファインアート、工芸に加え、デザイン、デジタル映像、マンガ、アニメーション専攻を取り入れており、教育目標に配慮した教育課程となっている。

芸術研究科

博士前期課程は、「学部教育において修得してきた制作技術と造形理念および芸術理論を踏まえ、より高度な専門知識・能力を持った人材」を、博士後期課程では、「造形創作を人と環境との調和を視点に理論展開し、創作研究系も高度に洗練された造形表現手法の研究に力点を置きながら新しい芸術研究の展開ができる人材」を養成することを教育の目標としている。美術学部の10専攻を、前期課程では「造形芸術領域」「機能芸術領域」「芸術理論領域」に3分類し、後期課程では「造形創作研究領域」「芸術理論研究領域」に2分類し、幅広い視野に立ちながらも芸術の深奥に迫る教育・研究体制となっている。

また、大学院のカリキュラムは、地域性に着目し、栃木を含む北関東の伝統産業や先端企業との連携を行い、世界遺産である東照宮をはじめとする文化財の一部を対象とした「日光学」を配置していることが特色としてあげられる。これらのことから、教育目的に適したカリキュラムと判断できる。

(2) 教育方法等

美術学部

履修指導は入学時および進級時に組織的に行われている。

学則上、1年間または1学期に履修登録できる単位数上限を設定できるとしているが、実際はその上限が定められていないため、単位制度の趣旨に照らし、改善が望まれる。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関しては、「FD会議」の設置、学生による授業評価の実施、教授会などでの教員学内外活動の周知が行われているが、啓蒙の段階であり、積極的な教育改善活動には至っていない。また、授業評価は行われているが、全開講科目を対象としていない。授業評価結果は、教育指導方法に生かすとされているが、教員の自主性に任されており、組織的な対応になっていない。「FD会議」を中心とした積極的な活動が望まれる。

シラバスに関しては、講義系・実技系が分冊化され、履修前に科目目的、構成、成績評価基準の把握を可能としている。また、2010（平成22）年度からはウェブシラバスも実現されている。

芸術研究科

履修指導に関しては、「大学院研究科委員会」において決定された指導教員（前期課程は研究科担当の教授、後期課程は主指導教員）の指導のもと、年間をとおし、随時適切に行われている。特に「研究計画書」は、前期課程、後期課程ともに、指導教員の認め印を得た研究事項を「履修計画書」の書式にて研究科長に提出することが「文

文星芸術大学

星芸術大学大学院芸術研究科履修規程」に設定されており、組織的な教育・研究指導の核となっている。

あわせて博士後期課程における創作系の論文作成においては、「主指導教員」の他、理論系教員（芸術理論担当）を「副指導教員」として加え、教育・研究の質を補完している。

また、博士後期課程においては、公設の研究機関または民間研究施設などでの実習を認めていることも、教育目的実現の一助として評価できる。

F D活動に関しては、芸術研究科固有の推進組織は存在せず、その活動方針に関しては「F D会議」にて学部と一括の形で協議されているので、大学院独自のF D活動を実施する必要がある。

授業に関する1年間の計画、研究指導科目概要および成績評価基準はシラバスに明記されている。また、2010（平成22）年度からはウェブシラバスも実現されている。

（3）教育研究交流

美術学部・芸術研究科

学則の教育目的に「広く他国の文化双方を理解し、互いに影響を与えうる国際人の育成」が謳われているが、その実現においては「日本人としての美的感性の確保により育成する」としており、国際交流推進に関しての基本方針は設定されていない。

実績としても、学部では学生の海外研修旅行（イタリア、ヨーロッパ中心）、中国研修旅行、教員の国際陶芸教育会議参加（2004（平成16）年）、中国湖南省の芸術学院との交流などに限られている。

また、大学院に関しても、大学院学則における外国人留学生の受け入れの規程に基づき、博士前期課程2名、博士後期課程2名を受け入れているが、国内外との教育・研究交流に関しての実績は無い。

今後は、教育目的の実現に向け、学部・研究科それぞれにおいて国際交流を推進していくことが望まれる。

（4）学位授与・課程修了の認定

学位授与におけるプロセスは、「文星芸術大学学位規程」、「文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程」に定められている。

学位授与の審査は、研究科委員会にて指名された「審査委員」（修士：教授1名以上を含む2名以上・博士：教授1名以上を含む3名以上かつ学外の教員・研究者を加えることも可能）によって行われ、結果は研究科委員会で審議し、学位授与の可否を議決するとしている。

また、博士後期課程学位論文審査については、「予備審査」「本審査」「公聴会」「閲

文星芸術大学

覧」などを含め「文星芸術大学大学院芸術研究科博士後期課程学位論文の審査等に関する取扱内規」に詳細が定められている。

対象を教員向けおよび学生向けに各々「大学院研究科・論文指導の手引」が作成され、配布、設置されているが、「文星芸術大学学位規程」「文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程」「文星芸術大学大学院芸術研究科博士後期課程学位論文の審査等に関する取扱内規」は「シラバス」および「学生便覧」に掲載されていない。また、学位授与方針ならびに学位論文審査基準を明示していないので、学生にあらかじめ明示することが求められる。

3 学生の受け入れ

大学の理念・目的に適合した学生を選抜するため、受験内容・受験時期などでさまざまな受験生の要望にきめ細かく応える受け入れ体制を基本方針としている。

学部の入学試験においては、面接は複数教員で対応、実技採点は各領域教員全員で採点、学科試験・論文は2名体制で採点するなど公平性は保たれている。

入学試験問題に関する問題点・改善点および受験生などからの要望・意見は年間をとおして収集し、年4回（3月～11月）開催される「入学試験・学生募集委員会」にて審議した後、教授会の議を経て次年度の入試に反映する検証体制が設けられている。

しかし、2009（平成 21）年度の入試結果において、AO入試、指定校推薦入試で、入学定員が「若干名」であるにもかかわらず、相当数の入学者がおり、適切な定員管理がなされていない。

学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率は低く、学部における編入学定員に対する編入学生数比率についても充足率が低いため、改善が望まれる。一方、大学院の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率は、適切である。

学生の受け入れに関して、各種メディアでの広報、大学説明会、オープンキャンパス、広報入試課および全教員による高校訪問などで十分な説明責任を遂行している。ただし、大学院の学生募集に関しては、学部からの進学者主体のため、他大学の卒業予定者および他大学院の修了予定者に対し積極的な活動は行われていないので、検討の必要がある。

4 学生生活

学生の経済的支援として独自の奨学金制度を設けているが、実際に交付を受けている学生はおらず、制度が活用されていない。

ハラスメント防止に関しては、学校法人に「学校法人宇都宮学園倫理・人権委員会規程」が定められ、実行組織として「文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会」を

文星芸術大学

設置している。また、入学時ガイダンス、冊子配布などで、広報に努めるとともに、相談窓口となる教職員名を学生便覧に記載するなどセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組みがみられる。

学生からの心理的・身体的悩み相談に対し「学生相談室」「カウンセリング室」「保健室」が整備されているが、カウンセリングに限っては、外部要員による週1回の対応にとどまっている。学生からの就職相談に関しては2009（平成21）年に「就職支援センター」が設立され、職員も増強され、組織的かつ体系的な取り組みがなされている。また、企業情報の収集を専門とする非常勤職員（企業OB）を採用し、学生就職先を自ら開拓する姿勢は評価できる。

学習環境およびキャンパスライフに関する学生からの要望の聴取は「学友会」をとおして行われ、対談にて大学側に伝えられているが、大学として学生の意見を聞く体制整備なども検討する必要がある。

5 研究環境

研究活動は、教育理念や目的の実現に向け、教員個々の創作・研究活動が授業にフィードバックされることを前提としており、教員個々の創作・研究活動の状況に差はあるが、活発に行われている。

また、2008（平成20）年度に設置された「文星・芸術文化地域連携センター」により大学全体の組織的取り組みのもと、個人・共同の研究活動が強化されつつある点は評価できる。

助教ならびに事務部門を一部兼担している教員以外には個人研究室が与えられ、教員1人あたりの研究費および研究旅費は、職位により差があるものの、適切な額が支給されている。今後は、共同研究ないしは特別研究を可能にする予算枠の確保が必要である。また、研究活動の活性化を図るための外部資金導入に関し、事務局による教員支援体制の強化など、具体的な検討が望まれる。

教員の研究時間については、教員数の少ない専攻において会議などを含めた学務時間が過多となり、研究時間などが十分に確保されているとはいえ、担当授業科目や時間数などについて見直す必要がある。

6 社会貢献

教育においては教職課程の科目として「ボランティア実習Ⅰ・Ⅱ」が開設され、これらをとおして多くの学生がボランティア活動に参加している。宇都宮美術館でのボランティア活動、公共施設・商業施設でのディスプレイ、小学校・養護学校・福祉施設での陶芸教室などを通じて学生が地域と活発に交流していることは評価できる。その他、高校への出張講義、「大学コンソーシアムとちぎ」での公開講座や高校教員への

文星芸術大学

美術講習、「とちぎこども芸術祭」の実施、大学独自の公開講座、「文星・芸術文化地域連携センター」による地域産業との連携事業など、大学の特性を生かし、地域社会に学習機会および知財を提供し、かつ県・市レベルの地方自治政策形成に貢献している。また、経済産業省をはじめとする国レベルにおいても各種委員会などで政策形成に寄与している。

大学の施設は、ギャラリーの貸し出し、「上野記念館」の町内自治会会議や勉強会への貸し出し、その他、教育研修会、大会、企業のワークショップの会場としての貸し出しなど、十分に市民へ開放している。

7 教員組織

専任教員数は、学部、研究科とも、大学設置基準および大学院設置基準に照らして十分であり、専任教員1人あたりの学生数からみても潤沢な人数といえる。ただし年齢構成のバランスが偏っており、61歳以上の比率が高いため、改善が望まれる。

実技系の授業には14名の教務助手が配置されており、1年次共通基礎の授業サポートおよび芸術研究科の教育・研究支援を行ううえでは十分に配慮されているといえる。また、2年次以降の陶芸専攻には専任教員1名と教務助手1名の体制のため、大学院学生1名をティーチング・アシスタント（TA）として活用している。しかし、演習系科目と位置づけられる外国語教育および情報処理関連教育への人的支援がなされていない。

教員の任免、昇格に関しては、「文星芸術大学教員選考規程」が定められており、その規程に基づき「文星芸術大学教員の採用及び昇任に関する資格審査基準」が定められている。また、「文星芸術大学教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細則」を定め、定量評価を含めた厳格かつ公正な基準となっている。しかし、大学院を担う教員の任免基準が定められていない点は改善が望まれる。

8 事務組織

事務局は大学単体、研究科単体では存在せず、学校法人宇都宮学園事務組織に位置づけており、法人組織全体の効率化を図っている。さらに2009（平成21）年度より縦割り業務体制の改善、教学支援強化、職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）活動のサポートなどを目的に事務局組織の中に「企画調整課」を設け、教育・研究活動を支援する体制の一元化が図られている。

職員研修に関しては、研修会派遣に加え、2008（平成20）年度より、教育・研究活動の円滑かつ効果的な実施を図る一環として、事務局職員のSD活動である「職場研修推進員制度」が設けられたことは評価できる。

今後は、従来の事務処理主体の業務から転換し、将来の大学運営を担うアドミニス

文星芸術大学

トレーターを養成すべく、一層の努力が期待される。

9 施設・設備

校地面積・校舎面積ともに大学設置基準を十分に満たしている。

施設面に関しては教学に対応した施設・設備を整備し、学部の専攻固有のコンピュータールーム、コンピュータシステムおよびソフトを導入して、授業に役立てるのみならず空き時間を学生に開放している点は評価できる。しかし、課外活動専用の部室などが整備されておらず、バリアフリー対策も十分ではないので改善が望まれる。

施設・設備および機器の管理に関する責任体制は、総括管理者を学長、総括管理担当者を事務局長とし、2008（平成20）年には「大学施設管理個所及び管理担当課」を設定し、個々の管理責任を明確にしている。また、同年には「防火管理責任体制」および「自衛消防隊」を設置し、2009（平成21）年には「防災マニュアル」のもと、防災訓練を実施しており、施設・設備および機器の管理体制は適切に整備されている。

10 図書・電子媒体等

図書館は開架方式が採用され、学生数に比し設備も充実している。図書、学術雑誌、視聴覚資料とも、「図書委員会」により体系的・計画的に整備され、教育・研究や学習に有効に活用されている。また、「図書委員会」は、教員・学生からの購入希望図書を聞く制度を持ち、資料の充実に努めている。また、外部リンク対応として図書検索システム「情報館」を開設時より導入し、インターネット接続可能なパソコンも整備するなど情報検索機能も充実している。

図書館は地域に開放され、学外貸し出しも可能としている。

収容定員に対し、閲覧座席数は十分に確保されているが、最終授業終了時間が17時50分に対し、閉館時間が平日18時と早いので、最終授業終了後も学生が学習できるよう閉館時間の延長が望まれる。

11 管理運営

学長の選出は、「文星芸術大学学長選任規程」に定められ、副学長および学部長の選出は「文星芸術大学副学長等選任規程」に定められている。また、研究科長の選任は、大学院学則に「研究科長は、副学長、若しくは美術学部長をもってこれに充てる」として定められている。しかし、学部長職は学長の補佐的役割を担うとしつつも、学長の補佐体制として、学長の下に副学長、副学長の下に学部長が置かれており、学部長と副学長の職務関係が不明確である。教授会や研究科委員会については、「文星芸術大学教授会規程」「文星芸術大学大学院研究科委員会規程」が定められ、学則に審議事項も明記されている。

1 2 財務

中長期的な財務計画を策定し、収支バランスを考慮した財政基盤の確立をめざしているが、財務関係比率に表れているとおり、財政状況の悪化が見受けられる。設置された「将来計画委員会」「中長期的な財務計画の策定会議」において、定員割れをしている美術学部の学生確保も含めた諸課題の解決に向けた検討の必要性が表明されているが、早急に、より具体的な方策を講じられたい。特に人件費については、教員の給与の減額、期末手当支給基準月数の引き下げを2009（平成21）年度から実施し、教員人件費が減少となったが、「芸術学部を設置する私立大学」の平均に比して人件費比率は依然として好転していない。また、学生生徒等納付金収入が伸びない中で、科学研究費補助金などの外部資金の受け入れ対応も遅れており、各種外部資金獲得に努められたい。さらに、翌年度繰越消費支出超過額は、帰属収入を超過しており、解消に向けての策定が急務といえる。

なお、監事および公認会計士による監査については適切かつ客観的に行われていると判断できる。しかし、監事の監査報告書において、「学校法人」の業務と記載すべきところ、「理事」の業務と記載しているが、私立学校法の改正の趣旨を理解のうえ、学校法人の業務を監査し、その旨を記載するよう是正されたい。

1 3 情報公開・説明責任

2008（平成20）年度制定の「情報公開要綱」および「個人情報保護要綱」によって、大学案内などによる大学の情報の公開やホームページを活用した情報提供を実施しており、内容照会企画調整課を窓口として事務局担当課が対応するなど、情報公開や説明責任の履行を適切に行っている。

自己点検・評価の結果は、2007（平成19）年度版は報告書として大学関係者に配布し、近隣の大学および芸術系大学に送付されている。

しかし、『FD活動報告書』は、大学ホームページに掲載されているものの、自己点検・評価の報告書は配布にとどまっているので、ホームページに掲載することにより社会に広く公表することが望まれる。

財務情報の公開については、ホームページに財務三表を掲載し、広く一般に公開している。今後は、貴大学に対する的確な理解を得るには、解説を付して刊行物やホームページを通じて公開することが必要である。ただし、ホームページでの公開が単年度に限られているので、経年的に掲載していくことが望まれる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

文星芸術大学

1 施設・設備

- 1) 美術学部の各専攻固有のコンピュータールーム、コンピュータシステムおよびソフトを導入している。特にデザイン専攻、デジタル映像専攻では、専攻学生数と同数に近い専門コンピュータシステムが構築されており、評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 美術学部では、年間履修登録単位数の上限を設定していない。単位制度の趣旨に照らし、改善が望まれる。
- 2) 美術学部学生による授業評価は一部の開講科目しか対象とされておらず、結果を授業改善に生かすための組織的な検討がなされていない。また、芸術研究科では、FD活動が学部と合同で行われ、研究科独自の視点での活動が行われていないため、改善が望まれる。

(2) 教育研究交流

- 1) 学部、研究科とも国内外との教育・研究交流は活発に行われているとはいえないので、改善が望まれる。

(3) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 芸術研究科では、学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないので、大学院履修要項などに明示することが望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 美術学部における収容定員に対する在籍学生数比率が 0.89 と低いので、改善が望まれる。
- 2) 美術学部における編入学定員に対する編入学生数比率は 0.60 と低いので、改善が望まれる。
- 3) 美術学部では、AO入試、指定校推薦入試において、募集定員を設定せず、相当数（全入学者数に対する比率 0.28、0.42）の入学者を受け入れており、改善が望まれる。

3 教員組織

- 1) 美術学部では、専任教員における 61 歳以上の比率が 42.5%と高く、改善が望まれる。

文星芸術大学

- 2) 芸術研究科では、大学院担当資格教員の選考に関する規程などが定められていないので、改善が望まれる。

4 施設・設備

- 1) 校舎によっては、エレベーターが無く、段差も多いことから、バリアフリーの整備が十分ではないので改善が望まれる。

三 勸告

1 財務

- 1) 大学および法人ともに主要な消費収支計算書関係比率が良好でなく、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の比率が年々上昇しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」が悪化傾向である。安定的な経営に向けての具体的な施策の実施が急務である。

なお、財務状況に関する本勸告については、その実行状況を毎年7月末までに報告するよう要請する。

- 2) 監事による監査報告書について、「学校法人」の業務と記載すべきところ、「理事」の業務と記載しているが、私立学校法の改正の趣旨を理解のうえ、学校法人の業務を監査し、その旨を記載するよう是正されたい。

以 上